

「介護職員等処遇改善加算(新加算)」取得に向けて！ 専門家による個別相談等(無料)のご案内

※無料相談は、介護労働安定センターから処遇改善加算の取得支援を行う社会保険労務士を派遣します。

令和6年6月から、処遇改善加算が一本化され、わかりやすく・取得しやすくなりました。
横浜市では、処遇改善加算を最大限活用して、介護職員の賃上げを実現できるよう、支援します。
新加算の新規取得・ランクアップに向けて、令和7年度以降の完全施行までに準備を始めましょう！！

★ 個別相談

対象施設・事業所 (現在の加算区分)	相談時間・回数・実施方法	相談期間	費用
加算未取得	時間 : 1回あたり(原則)1時間~1.5時間 (最大)2時間	令和6年7月22日 ~ 令和7年3月31日 (申込期限:3月14日)	無料
新加算V(1)~(14)	回数 : 1事業所あたり(原則)1回 (最大)3回		
新加算II~IV	実施方法: オンライン・電話・訪問 (電話相談は、1回30分程度)		

※既に新加算Iを算定している事業所は、個別相談の対象になりません。

相談内容(例)

加算未取得事業所の場合

- ①加算の取得に必要な賃金の改善
- ②キャリアパスの設定
- ③職場環境の改善に係る就業規則の整備等

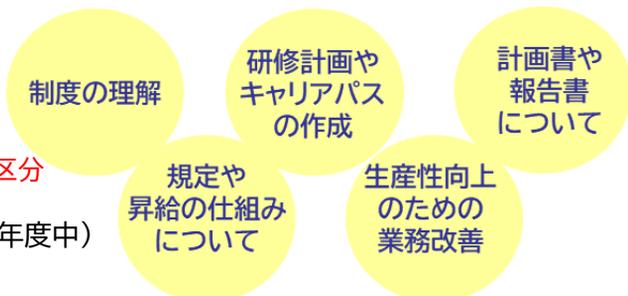
新加算V算定事業所の場合

※新加算V(1)~(14)は令和6年度までの経過措置区分のため、新加算I~IVへ移行が必要。

- ④I~IV移行に備えた要件の確認と整備(令和6年度中)

新加算II~IV算定事業所

- ⑤上位区分を取得することを目的とした各種要件



- 相談をご希望の方は、別紙1の「個別相談申込書」に必要事項を記入し、メール※又はFAXでお申し込みください。
(※メールの場合、必要事項をご記入の上、申込書を添付して送付ください。)

★ 質問・問合せ対応

新加算への移行を含めて処遇改善加算の取得や上位区分への移行に関する

質問をメールまたはFAXで受け付けます。

社会保険労務士が質問到着日から**原則として3営業日以内に回答します。**

質問・問合せ期間 : 令和6年7月22日(月)~令和7年3月31日(月)

// 回数 : 1事業所あたり**2回まで** (受付期限:3月26日)



専門家

- ご質問は、別紙2の「質問・問合せフォーム」にて、メール※又はFAXでお申し込みください。(社会保険労務士)
(※メールの場合、必要事項をご記入の上、フォームを添付して送付ください。)

★個別相談と問い合わせ対応には事業としての最大回数があり、場合によってはご相談等に応じられない可能性があります。
上記をご希望の事業所はお早めにお申し込みください。

[お問い合わせ先]



公益財団法人 **介護労働安定センター 神奈川支部**

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8F Tel: 045-212-0015 Fax: 045-212-0016
E-mail : kaigokanagawa@kaigo-center.or.jp HP: <https://www.kaigo-center.or.jp>



ホームページ

(メールでお申し込みの方は、 kaigokanagawa@kaigo-center.or.jp へ、お送りください。)

横浜市委託事業「令和6年度 横浜市介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」
(受託実施:公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部)

浜・高

質問・問合せ(無料)フォーム

申込日：令和 年 月 日

法人名			
事業所名			
現在の 加算区分	<p>■ 下記の中から該当するもの、いずれか1つに○をつけてください。</p> <p>新加算Ⅰ ・ 新加算Ⅱ ・ 新加算Ⅲ ・ 新加算Ⅳ ・ 未取得 新加算Ⅴ(1) ・ Ⅴ(2) ・ Ⅴ(3) ・ Ⅴ(4) ・ Ⅴ(5) ・ Ⅴ(6) ・ Ⅴ(7) Ⅴ(8) ・ Ⅴ(9) ・ Ⅴ(10) ・ Ⅴ(11) ・ Ⅴ(12) ・ Ⅴ(13) ・ Ⅴ(14)</p>		
所在地	〒 -		
TEL		FAX	
E-mail			
担当者名		役職	
サービス区分	<p>■ 下記の中から該当するものに○をつけてください。(複数選択可)</p> <p>居宅サービス 地域密着型サービス 施設サービス 第一号サービス</p>		
<p>■ 質問内容をご記入下さい。(自由記述)</p>			